

ベトナム人を雇えるホテル、雇えないホテルの違いをご存知ですか？

自社にマッチした外国人採用に成功している企業の“たった一つの共通点”をご存知ですか？

北陸3県でこれまで**500人を超える外国人採用**を支援してきた外国人採用コンサルタントと特定技能ビザ（宿泊）の**全国第1号許可を担当した行政書士の2名**が

## 「ホテル・旅館における外国人材採用のポイント～特定技能ビザの最新情報～」

というタイトルで宿泊業の人事担当者向けのセミナーを開催します！

<<このような人事担当者の方は、必見です！>>

✓特定技能についてニュースで見聞きするがよく分からない ✓外国人雇用を考えているが何から手を付けたらよいかよく分からない ✓自社に最適な人材要件がよくわからない ✓在留資格の申請が難しそうがよく分からない

近年北陸のホテル・旅館における外国人材の雇用は急速に増加しています。しかし活用できる在留資格(就労ビザ)の種類が多岐にわたりに非常に複雑な制度になっており人事担当者の大きな悩みの種になっています。今年の4月からは宿泊業が活用できる「特定技能」ビザもスタートし分かりにくさに拍車がかかっています。本セミナーでは**宿泊業の人事担当者が知っておくべきビザの知識、外国人活用先進企業の事例、新制度である「特定技能」ビザについて詳しく解説いたします。**このセミナーご参加いただくことで、ホテル旅館の人事担当者が採用活動に向けてなにをするべきかが明確になります。

### ■開催日時

11月18日(月)13:30～16:30(受付開始:13:15～)

会場:石川県地産産業振興センター(本館) 第4研修室

住所:石川県金沢市鞍月2丁目1番地

■参加費:5,000円(税込) ⇒ 早期割引:3,000円(税込)

※10月31日(木)までにご予約の方のみ

参加費は当日ご持参ください

■参加特典: 個別の無料相談(通常3万円の訪問相談)

セミナー終了後ご予約いただき、訪問日時等調整させていただきます。

### <プログラム>

第一部 13:30～14:20

- ✓ホテル・旅館で活用できる在留資格とは？
- ✓北陸の先進企業に学ぶ外国人活用成功法則
- ✓外国人材雇用のために求められる対応とは？

第二部 14:30～16:30(質疑応答含)

- ✓新在留資格「特定技能」とは？
- ✓「特定技能 宿泊」のポイント
- ✓採用方法は？採用コストは？
- ✓特定技能者の雇用管理のポイントとは？
- ✓どんなホテル・旅館が特定技能に向いているか？

### ■講師

第一部:菅原純平(菅原行政書士事務所)

2011年に名古屋出入国在留管理局金沢出張所近くに入管申請専門事務所を開設。外国人を雇用する企業の社外人事部メンバーとして北陸3県の企業の外国人採用支援をメイン業務とする。中小企業から上場企業まで150社以上で500人以上の外国人採用を支援。



第二部:川添 賢史(行政書士川添国際法務事務所) 合同会社グローカリンク 代表

1980年大阪府枚方市生まれ。立命館大学国際関係学部、同法科大学院卒業。アメリカ高校交換留学、総務省主催東南アジア青年の船ほか多くの国際交流プログラムに参加。2008年在留資格と英文契約書を専門とした行政書士川添国際法務事務所を開設。「地域社会と世界を結ぶ。」をスローガンに現在まで10,000件以上の相談、2,000件以上のビザ手続を行う。大阪府行政書士会理事、一般社団法人枚方青年会議所監事。



ご予約は **FAX:076-255-0311** にご返信ください

①受付にてお名刺を頂戴いたします。予めご了承下さい ②ご予約後「予約完了のお知らせ」をメールもしくはFAXにてお知らせします。

FAXにて、ご返信ください。お申込み後3営業日までにメールもしくはFAXにてご連絡いたします

貴社名			参加者お名前
ご住所	都・道 府・県	市・区 町・村	
TEL		FAX	
E-mail アドレス	@		

1. 個人情報の収集及び利用目的:お客様からお預かりした個人情報は弊所において以下の目的で利用する事としそれ以外に利用する事は一切ございません。①メールマガジンの配信②弊所の商品・サービスに関する情報のお知らせ③主催するイベント運営と、必要な情報の提供のため。2. 個人情報の第三者への提供及び外部への委託: お客様からお預かりした個人情報は、弊所と業務委託契約を締結した委託先、法令等で要求された場合、国の機関、地方公共団体の協力要請を受けた場合を除いて、お客様の同意を得ず第三者へ開示・提供、または外部へ預託することはありません。3. 個人情報の管理及び破壊: お客様からお預かりした個人情報は、厳正な管理を行います。4. 個人情報の開示・訂正・削除: 個人情報の開示・訂正・削除を請求される場合は、下記連絡先にご連絡をお願い致します。尚、本手続きにあたり、ご本人である事を確認させていただきます。